

SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD



第9回 定時株主総会 のご案内

開催日時

2018年3月29日(木曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

グランドプリンスホテル新高輪

国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第3号議案

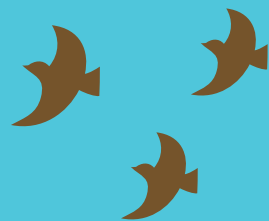
監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

Promise / 社会との約束

水と生きる Mizu to Ikiru



水は、地球上のすべての生命の源です。
「水と生きる」を掲げる会社として、
自然を大切にし、社会を潤し、
そして新たな挑戦を続けることを
約束します。

Vision

次世代の飲用体験を
誰よりも先に創造し、
人々のドリンクライフを
より自然で、健康で、便利で、
豊かなものにする

株主の皆様へ

価値のイノベーションで豊かな飲料文化を切り拓く。 次世代のグローバル飲料カンパニーへ。

“水”は、あらゆる生命の源です。

人も地球も皆“水”なくしては生きていけません。「水と生きる (Mizu to Ikiru)」は、私たちが“水”を事業の源泉とし、生業とする企業として、人と自然、そして社会を潤し、価値のフロンティアに挑戦し続けることを意味しています。

時代とともにお客様が求めるものは常に変化しています。また、国や地域によって必要とされるものは異なります。世界のお客様の多様なニーズにお応えするために、様々な中味・容器・容量の「フルラインナップ」、いつでもどこでも飲みたい時に手軽に安心して手に入れられる「アベイラビリティ」を実現するとともに、“ナチュラル＆ヘルシー”“ユニーク＆プレミアム”な商品開発を強みとした価値のイノベーションにより、これまでにお客様が体験したことのない、より自然で、健康で、便利で、豊かなドリンクングライフを提供してまいります。

そのために、日々変化する各市場で「現場主義」を掲げ、徹底したお客様起点の発想、研究により、新たな価値づくりにチャレンジしていきます。また、多様なキャリアや個性を持つ人材が、サントリーの創業精神である「やってみなはれ」を実践することで、次々と社会に価値を提供していく、活気あふれる企業であり続けます。

私たちは、豊かな飲料文化を切り拓くことで、世界をリードする、次世代のグローバル飲料カンパニーになるという夢の実現のために、グループ一丸となって日々挑戦してまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長

小郷三朗

2018年3月7日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 小 郷 三 朗

第9回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2018年3月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使

5ページに記載の「郵送による議決権の行使」をご確認のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

6ページに記載の「インターネット等による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第16条に基づき当社ホームページに掲載しておりますので本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

当社ホームページアドレス

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。



記

1	日 時	2018年3月29日（木曜日）午前10時
2	場 所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 (末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第9期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第9期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4	議決権行使について	郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。株主総会における議決権の行使には、次の3つの方法があります。

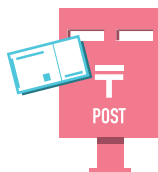


株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2018年3月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール
 末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2018年3月28日（水曜日）午後5時30分到着まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書	議決権行使書表	お 願 い															
<p>サントリー食品インターナショナル株式会社 御中 私は、2018年3月29日開催の貴社第9期定時株主総会（議決権行使書を送付する）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2018年 3月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされた場合、賛成の表示があったものとして取り扱われます。</p> <p>サントリー食品インターナショナル株式会社</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議案番号</th> <th>議案内容</th> <th>議決権行使書表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号議案</td> <td>議決権行使書表</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>議決権行使書表</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>議決権行使書表</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>議決権行使書表</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	議案番号	議案内容	議決権行使書表	第1号議案	議決権行使書表	○	第2号議案	議決権行使書表	○	第3号議案	議決権行使書表	○	第4号議案	議決権行使書表	○	<p>1. 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。2018年3月28日午後5時30分までにご投函するようご希望下さい。</p> <p>2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者には本株主総会参考書類に記載の当該候補者の番号をご記入下さい。</p> <p>3. 賛否のご記入は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入下さい。</p> <p>4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下記記載のウェブサイトで議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2018年3月28日午後5時30分までにご投函下さい。この場合、議決権行使書を送付される必要はありません。</p>
議案番号	議案内容	議決権行使書表															
第1号議案	議決権行使書表	○															
第2号議案	議決権行使書表	○															
第3号議案	議決権行使書表	○															
第4号議案	議決権行使書表	○															
	<p>議決権行使ウェブサイト 議決権行使コード パスワード</p>																

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

否認する場合 | 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 | 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 | 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権の行使に必要な議決権行使コードとパスワードが記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2018年3月28日（水曜日）午後5時30分入力分まで

■ 議決権行使ウェブサイトのご利用方法のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

① インターネットによる議決権の行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。

※ バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

③ 郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

④ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

① 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。

② パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

③ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

パソコン・スマートフォン・
携帯電話の操作方法に関する
お問い合わせ先

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき38円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金37円を含め、1株につき75円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金38円 総額11,742,000,000円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2018年3月30日

(ご参考) 当社の配当方針

親会社の所有者に帰属する当期利益 に対する連結配当性向

30%

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元を努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

(注) 当期の期末配当までは、日本基準に基づくのれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益にのれん償却額を加えた数値)とします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会出席回数
1 再任	小郷三郎	代表取締役社長 経営全般、経営戦略本部長	19回／19回
2 再任	辻村英雄	取締役副社長 MONOZUKURI本部長、R&D部長	15回／15回
3 新任	山崎雄嗣	サントリーワインインターナショナル株式会社代表取締役社長	－
4 新任	木村穰介	サントリービール株式会社常務執行役員	－
5 再任	鳥井信宏	取締役 サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長	19回／19回
6 再任 社外 独立	井上ゆかり	社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長	16回／19回

候補者番号

1

再任



こ ごう さぶ ろう
小 郷 三 郎

1954年8月27日生

- 担当
経営全般、経営戦略本部長
- 取締役会への出席状況
19回／19回
- 所有する当社株式の数
2,500株
- 取締役在任期間
7年2ヶ月（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2004年 9 月 同社SCM本部長、SCM推進部長
- 2006年 3 月 同社取締役
- 2008年 3 月 同社近畿営業本部長
- 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4 月 サントリーピア&スピリッツ株式会社
（現サントリー酒類株式会社）常務取締役
- 2009年 4 月 同社近畿営業本部長
- 2009年 9 月 同社首都圏営業本部長
- 2011年 1 月 当社専務取締役
- 2011年 1 月 当社食品事業部長
- 2011年 1 月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- 2012年 5 月 当社食品事業本部長
- 2012年12月 当社取締役副社長
- 2016年 3 月 当社代表取締役社長（現任）
- 2017年 4 月 当社経営戦略本部長（現任）

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績とマーケティング部門を中心に営業部門、SCM部門等における幅広い経験に基づく高い見識を備えている点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

再任

つじむらひでお
辻村英雄

1954年6月6日生

■ 担当
MONOZUKURI本部長、R&D部長

■ 取締役会への出席状況
15回／15回

*2017年3月30日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

■ 所有する当社株式の数
1,000株

■ 取締役在任期間
1年（本総会最終時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2003年10月 同社食品商品開発研究所長
- 2004年3月 同社取締役
- 2008年3月 同社常務取締役
- 2009年4月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- 2009年4月 同社R&D企画部長、知的財産部担当
- 2011年1月 サントリービジネスエキスパート株式会社
（現サントリー-MONOZUKURIエキスパート株式会社）専務取締役
- 2011年1月 同社技術開発本部長
- 2011年4月 サントリーホールディングス株式会社知的財産部・R&D企画部担当
- 2013年4月 同社知的財産部担当
- 2015年3月 同社専務取締役
- 2015年3月 サントリービジネスエキスパート株式会社
（現サントリー-MONOZUKURIエキスパート株式会社）代表取締役社長
- 2015年4月 サントリーホールディングス株式会社知的財産部・R&D部門担当
- 2015年9月 サントリービジネスエキスパート株式会社
（現サントリー-MONOZUKURIエキスパート株式会社）R&Dサポート本部長
- 2017年3月 当社取締役副社長（現任）
- 2017年4月 当社MONOZUKURI本部長、R&D部長（現任）

選任の理由

当社のMONOZUKURI本部長として、国内外を問わず当社グループ全体のR&D部門、生産部門を牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

新任



やま ざき ゆう じ
山 崎 雄 嗣

1957年7月17日生

■ 所有する当社株式の数
1,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2005年 3 月 同社経営企画部長
2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
2009年 4 月 同社経営企画部長
2011年 1 月 当社常務取締役
2011年 1 月 当社経営企画部長
2011年 9 月 当社経営企画部長、管理本部長
2012年 3 月 当社専務取締役
2012年 4 月 当社国際事業部長
2012年 4 月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
2013年 4 月 当社食品事業本部副本部長、ブランド戦略部長
2014年 4 月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員（現任）
2014年 4 月 同社経営企画本部長、経営管理本部担当
2015年 1 月 サントリーワインインターナショナル株式会社代表取締役社長（現任）
2015年 1 月 サントリー酒類株式会社取締役
2017年 4 月 サントリーBWS株式会社取締役（現任）

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
サントリーワインインターナショナル株式会社代表取締役社長

選任の理由

サントリーワインインターナショナル株式会社代表取締役社長としてサントリーグループの国内外のワイン事業の経営を担ってきた実績と、過去に当社の経営企画や海外事業等を部門長として牽引した経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

新任



きむら じょうすけ
木村 穰 介

1961年1月23日生

■ 所有する当社株式の数
200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1983年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2009年 4月 当社食品事業部部長
- 2010年 4月 当社執行役員
- 2010年 4月 当社食品事業部副事業部長
- 2012年 5月 当社ブランド戦略部長
- 2013年 3月 サントリーフーズ株式会社取締役
- 2013年 4月 同社広域営業本部長
- 2014年 3月 同社専務取締役
- 2014年 4月 当社常任顧問
- 2015年 9月 サントリーフーズ株式会社広域営業本部長、営業推進本部担当
- 2016年 3月 サントリービール株式会社常務取締役
- 2016年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員（現任）
- 2016年 4月 サントリービール株式会社経営企画本部長、マーケティング本部長
- 2017年 4月 同社常務執行役員（現任）
- 2017年 4月 同社マーケティング本部長、プレミアム戦略部長（現任）

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社執行役員
サントリービール株式会社常務執行役員

選任の理由

サントリービール株式会社常務執行役員として、マーケティング部門を中心にサントリーグループのビール事業を牽引してきた実績と、飲料事業のマーケティング部門や営業部門等における幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

再任



とりのぶひろ
鳥井信宏

1966年3月10日生

- 取締役会への出席状況
19回/19回
- 所有する当社株式の数
9,000株
- 取締役在任期間
7年2ヶ月(本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1991年 7月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
- 1997年 4月 サントリー株式会社(現サントリースピリッツ株式会社) 入社
- 2005年 9月 同社営業統括本部部長
- 2007年 3月 同社取締役
- 2008年 4月 同社戦略開発本部部長
- 2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4月 同社戦略開発本部部長
- 2010年 4月 同社常務執行役員
- 2010年 4月 同社国際戦略本部部長
- 2011年 1月 当社代表取締役社長
- 2011年 1月 当社国際事業部長
- 2011年 1月 サントリーホールディングス株式会社専務取締役
- 2013年 1月 当社戦略開発部長
- 2013年 1月 サントリーホールディングス株式会社取締役
- 2013年 4月 当社国際事業部長
- 2016年 3月 寿不動産株式会社代表取締役社長(現任)
- 2016年 3月 サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長(現任)
- 2016年 3月 当社取締役(現任)
- 2016年 4月 サントリーホールディングス株式会社国内統括、中長期戦略担当
- 2017年 3月 サントリーBWS株式会社代表取締役
- 2017年 4月 同社代表取締役社長(現任)

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長

選任の理由

2016年3月まで当社の代表取締役として、当社グループの経営を担ってきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員



いの うえ
井 上 ゆかり

1962年4月4日生

- 取締役会への出席状況
16回／19回
- 所有する当社株式の数
3,000株
- 取締役在任期間
3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1985年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社
- 1995年10月 P&G North Americaマーケティングディレクター
- 1998年10月 P&G Northeast Asia
フェミニンケア マーケティングディレクター
- 2000年 3月 同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー
- 2003年 3月 ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社（現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社）常務取締役
- 2005年11月 キャドバリー・ジャパン株式会社（現モンデリーズ・ジャパン株式会社）代表取締役社長
- 2010年 6月 アクサ生命保険株式会社社外取締役
- 2013年 7月 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
- 2014年 6月 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役（現任）
- 2015年 3月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役

選任の理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小郷三朗氏、辻村英雄氏、山崎雄嗣氏、木村穰介氏及び鳥井信宏氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社の親会社である米国Kellogg Companyとの間で飲料関連の取引、また、当社グループと井上ゆかり氏が社外取締役を務める株式会社ジェーシー・コムサとの間には食品関連の取引がございますが、いずれもその取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 千地耕造氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

再任



ち じ こう ぞう
千 地 耕 造

1956年8月24日生

- 取締役会への出席状況
19回／19回
- 監査等委員会への出席状況
17回／17回
- 所有する当社株式の数
1,800株
- 監査等委員である取締役在任期間
2年（本総会最終時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2005年 3月 同社財経本部長
- 2008年 3月 同社取締役
- 2008年 3月 同社財経本部長、経理センター・情報システム事業部・グループ業務推進部担当
- 2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4月 同社財経本部長
- 2009年 4月 サントリービジネスエキスパート株式会社
（現サントリー-MONOZUKURIエキスパート株式会社）常務取締役
- 2009年 4月 同社ビジネスシステム本部長
- 2010年 4月 サントリーホールディングス株式会社経営管理本部長、財経本部長
- 2011年 1月 同社常務執行役員
- 2012年 4月 同社経営企画本部長、財経本部長
- 2013年 1月 同社財経本部長、経営管理本部担当
- 2014年 4月 同社財経本部長
- 2016年 3月 当社常勤監査等委員である取締役（現任）

重要な兼職

- サントリーフーズ株式会社監査役
- サントリービバレッジソリューション株式会社監査役
- サントリープロダクツ株式会社監査役

選任の理由

財務・経理分野を中心にサントリーグループ各社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績と経験を活かし、監査等委員である取締役（常勤）として当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 千地耕造氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千地耕造氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、千地耕造氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、千地耕造氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2017年3月30日開催の第8回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網谷 充 弘

1956年6月2日生

■ 所有する当社株式の数
一株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1985年 4 月 弁護士登録
- 1985年 4 月 外立法律事務所入所
- 1989年11月 脇田法律事務所入所
- 1990年 3 月 島田・瀬野・網谷法律事務所
(現一橋総合法律事務所) 弁護士 (現任)
- 2006年 6 月 スタンレー電気株式会社社外監査役 (現任)
- 2013年 5 月 株式会社ハブ社外監査役 (現任)
- 2016年 6 月 株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役

重要な兼職

一橋総合法律事務所弁護士 (パートナー)
スタンレー電気株式会社社外監査役
株式会社ハブ社外監査役

選任の理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 網谷充弘氏が社外監査役として在任しているスタンレー電気株式会社において、2013年11月、自動車用HIDランプのバラストに係る独占禁止法上の違反に関して、米国司法省との間で司法取引合意書を締結しました。網谷充弘氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、事実判明後も違反行為の未然防止に向けてコンプライアンス体制の整備・充実について確認や提言を適宜行っております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の指名

- ・当社は、任意の人事委員会を設置しております。
- ・人事委員会は、社外取締役2名及び代表取締役社長、人事部門担当取締役の4名で構成されます。
- ・人事委員会は取締役候補者案を審議し、取締役会に対して、取締役候補者の適任性について答申します。また、同委員会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。
- ・人事委員会は、取締役候補者案を審議するに当たり、以下の要素を検討します。
 - ・取締役としての資質：職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること
 - ・業務執行取締役としての資質：当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること
 - ・社外取締役としての資質：各専門分野の知見・経験を活用し、当社の経営戦略の策定や業務執行の監督を行う能力を有すること
- ・取締役会において、人事委員会の答申内容をもとに、取締役候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、候補者の指名を行います。

(ご参考) 社外取締役の独立性の基準

当社においては、以下の事項に該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

- ・当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行取締役として在職していた場合
- ・当該社外取締役が、現在、業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引があり、過去3事業年度において、その取引金額がいずれかの連結売上収益の2%を超える場合
- ・当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く）を受けている場合
- ・当該社外取締役が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

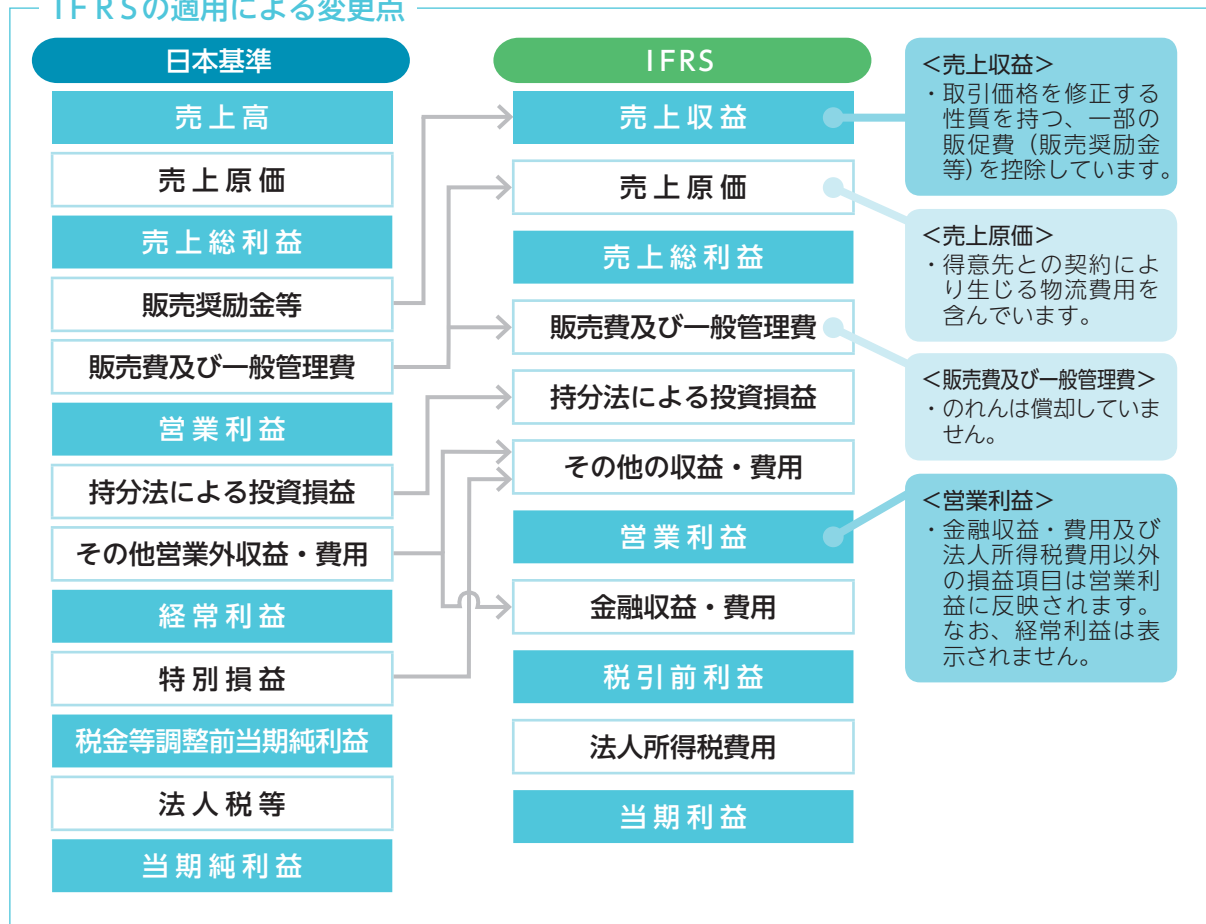
以上

(ご参考) 国際会計基準 (IFRS) の適用について

当社は、当社グループの事業活動のグローバル化が進むなか、統一された会計基準によりグループ経営管理の品質向上を目指すとともに、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を高めることを目的とし、当期決算から国際会計基準 (IFRS) を適用しています。

なお、前期との比較は、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えています。

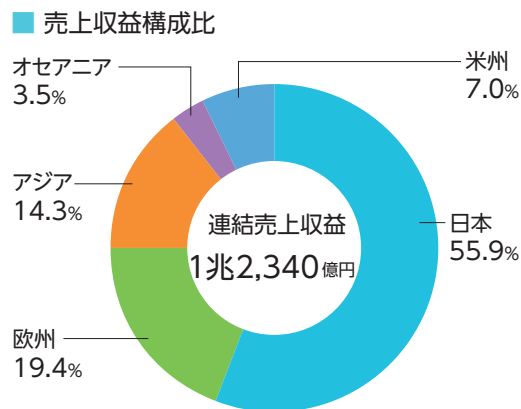
IFRSの適用による変更点



1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

連結売上収益	1兆2,340億円 (前期比2.1%増)
連結営業利益	1,180億円 (前期比5.4%増)
親会社の所有者に帰属する当期利益	781億円 (前期比9.2%増)



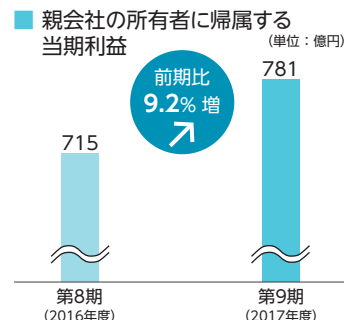
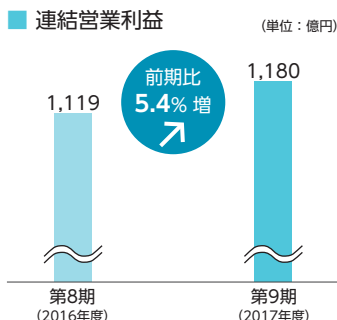
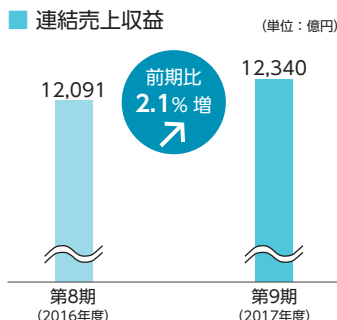
当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、各社の知見を活かしたコスト革新による収益力強化や、グループ全体での品質の向上に取り組みました。また、将来の持続的な成長に向け、各エリアにおける事業基盤の強化や事業ポートフォリオの再構築にも注力しました。

これらの結果、当期の連結売上収益は1兆2,340億円 (前期比2.1%増)、連結営業利益は1,180億円 (前期比5.4%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は781億円 (前期比9.2%増) となりました。

なお、当社は、当期決算から国際会計基準 (IFRS) を適用しています。前期との比較は、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えています。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、当社は、グローバル経営を強化し、更なる成長を加速させるため、2017年4月1日付で組織変更を実施しました。これに伴い、従来、「国内事業」「国際事業」としていた報告セグメントを、第2四半期連結累計期間より「日本事業」「欧州事業」「アジア事業」「オセアニア事業」「米州事業」に変更しました。また、各報告セグメントの業績をより適正に評価、管理するため、報告セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しています。



セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

6,892億円

前期比 0.2%増 ↗

セグメント利益

573億円

前期比 5.1%増 ↗



日本では、重点ブランドの強化に加え、新たな価値を持つ商品の提案を通じ、新規需要の創造に取り組みました。その結果、販売数量は前期を上回りました。

「サントリー天然水」は、“清冽でおいしい水”“ナチュラル&ヘルシー”をブランド独自の価値として訴求し、主力のミネラルウォーター「サントリー天然水」が引き続き好調に推移しました。更に、新商品「サントリー天然水 PREMIUM MORNING TEA」の寄与もあり、ブランド全体の販売数量は前期を大きく上回りました。

「BOSS」は、引き続き、主力商品である「プレミアムボス」「レインボーマウンテンブレンド」「贅沢微糖」「無糖ブラック」「カフェオレ」に注力したことに加え、「BOSS」の発売25周年を記念した「プライドオブボス」を9月に発売し、185g缶市場の活性化を図りました。また、コーヒーの新たな飲用スタイルを提案する商品として発売した、ペットボトルの「クラフトボス」が好調に推移しました。これらの結果、RTDコーヒー飲料の市場は185g缶を中心に伸び悩む中、「BOSS」ブランド全体の販売数量は大きく伸長しました。

「伊右衛門」は、3月に中味・パッケージをリニューアルし、お客様が求める「上質な急須のお茶」の色・香り・呈味をペットボトルのお茶で実現しました。積極的なマーケティング活動も奏功し、販売数量は前期を上回りました。

「サントリー烏龍茶」は、5月に中味・パッケージをリニューアルし、烏龍茶の独自の価値と美味しさをあらためて訴求したことにより、販売数量は前期を上回りました。

特定保健用食品は、前期を下回る販売数量となりました。6月に「サントリー 特茶 ジャスミン」を発売する等新たなユーザーの取り込みを図るとともに、積極的なマーケティング活動を継続しました。

自動販売機事業では、缶やペットボトルの自動販売機専用商品の発売やエリアごとのオリジナルキャンペーンの実施等、自動販売機チャネルの魅力を高める取組みを推進するとともに、法人営業に注力し、オフィス内の飲料需要の取り込みを図りました。

また、販売促進費・広告宣伝費を効率的に投入する等、収益性向上に向けた取組みにも引き続き注力しましたが、原材料市況の悪化や委託製造費用等生産コストの一時的な増加による利益へのマイナス影響がありました。

これらの結果、日本事業の売上収益は6,892億円（前期比0.2%増）、セグメント利益は573億円（前期比5.1%増）となりました。

欧州事業

セグメント売上収益

2,389 億円

前期比 4.2%増 ↗

セグメント利益

346 億円

前期比 2.9%増 ↗



欧州では、主力ブランドを中心に、積極的なマーケティング活動を展開しました。

フランスでは、小容量商品に注力し、果汁入り炭酸飲料「Orangina」と果汁飲料「Oasis」の販売数量が前期を上回りました。また、2016年5月に発売した低糖のプレミアムアイスティー「MayTea」の販売も好調に推移しました。一方、主力ブランドへの需要増に加え、自社製造ラインの一時的な停止に伴う供給能力の低下により、委託製造費用等のサプライチェーンコストが増加しました。

英国では、積極的なマーケティング活動により、スポーツ飲料「Lucozade Sport」が好調に推移しましたが、4月から低糖商品にリニューアルしたエナジードリンク「Lucozade Energy」が前期を下回り、「Lucozade」ブランドの販売数量は前期を下回りました。果汁飲料「Ribena」の販売数量も前期を下回りました。

スペインでは、引き続き業務用チャネルに注力し、トニックウォーターを中心に「Schweppes」の販売が堅調に推移しました。

アフリカにおいては、ナイジェリアを中心に事業基盤の整備に取り組みました。

これらの結果、欧州事業の売上収益は2,389億円（前期比4.2%増）、セグメント利益は346億円（前期比2.9%増）となりました。

アジア事業

セグメント売上収益

1,771 億円

前期比 7.6%増 ↗

セグメント利益

232 億円

前期比 34.5%増 ↗



アジアでは、主力ブランドの強化に加え、各国において営業・流通体制の強化に取り組みました。

清涼飲料では、ベトナムにおいて、エナジードリンク「Sting」と茶飲料「TEA+」の積極的なマーケティング活動を実施し、売上は前期を上回りました。インドネシアでは、ジャワ島を中心に配荷力の向上等、営業・流通体制の強化に取り組み、主力のカップ飲料「Okky」の販売が好調に推移しました。

健康食品では、主力市場のタイにおいて、流通体制を見直し小売店舗への配荷力を高めたこと等により、「BRAND'S Essence of Chicken」の販売が伸長しました。なお、「BRAND'S」ブランドの更なる強化と成長に向け、5月からCerebos Pacific Limited及びその子会社が、BRAND'S SUNTORYの名称で事業を開始しました。また、よりお客様のニーズを迅速かつ的確に捉えるため、6月にマーケティング等の主要な機能を、シンガポールからタイに移しました。

これらの結果、アジア事業の売上収益は1,771億円（前期比7.6%増）、セグメント利益は232億円（前期比34.5%増）となりました。

オセアニア事業

セグメント売上収益

428億円

前期比 3.8%増 ↗

セグメント利益

50億円

前期比 13.8%減 ↘



オセアニアでは、主力ブランドを中心に積極的なマーケティング活動を行い、販売拡大に取り組みました。

ニュージーランドでは、事業環境が厳しい中、エナジードリンク「V」と果汁飲料「Just Juice」「Simply Squeezed」を中心に、新フレーバーの投入や新パッケージの導入等のマーケティング活動を行いました。

オーストラリアでは、「V」でフレーバー展開を進めたほか、スポーツ飲料「Maximus」の店頭活動を強化し、販売拡大に取り組みました。

一方、収益面では、競争激化による販売促進費増加の影響を受けました。

これらの結果、オセアニア事業の売上収益は428億円（前期比3.8%増）、セグメント利益は50億円（前期比13.8%減）となりました。

なお、グループ戦略をより一層強化するため、6月からニュージーランド及びオーストラリアにおける子会社が、FRUCOR SUNTORYの名称で事業を開始しました。

米州事業

セグメント売上収益

860億円

前期比 0.2%減 ↘

セグメント利益

93億円

前期比 17.9%減 ↘



米州では、ノースカロライナ州でペプシブランドの更なる販売強化に取り組み、水やコーヒー飲料等、伸長している非炭酸カテゴリーに注力しました。

一方、収益面では、競争激化による炭酸カテゴリーの販売減と原材料等のコスト増の影響を受けました。

これらの結果、米州事業の売上収益は860億円（前期比0.2%減）、セグメント利益は93億円（前期比17.9%減）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切に、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、新たなビジョンとして「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンキングライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」を策定しました。

新たなビジョンのもと、グローバル飲料業界における「世界第3極」の地位を確立するとともに、2030年売上2.5兆円を目指します。この目標を達成するために、以下のとおり長期経営戦略及び中期経営計画を策定しました。

〈長期経営戦略〉

当社グループは、以下の7つの重点項目を中心に積極的な事業活動を展開します。

- ①各国・各地域の嗜好と健康ニーズに合わせたポートフォリオの進化
- ②業界変化を捉え、技術革新を活用した飲み場・買い場（アベイラビリティ）拡大
- ③競争力を生み出すグローバルでのMONOZUKURIの革新
- ④成長市場にフォーカスしたエリア拡大戦略
- ⑤RTD(Ready To Drink)飲料にとどまらない次世代ビジネスモデルの確立
- ⑥サステナビリティ経営と地域社会への貢献
- ⑦「現場」が主役のユニークなグローバル経営体制（組織・人材・風土）の深化

〈中期経営計画（2018－2020年）〉

2030年長期経営戦略に基づく2020年までの目標は次のとおりです。

（2017年比、為替中立）

- | | |
|----|------------------------------------|
| 売上 | 既存事業で市場以上の成長に加え、新規成長投資で更なる増分を獲得する。 |
| 利益 | 営業利益で平均年率1桁台半ば以上の成長。 |

2018年度は引き続き、各報告セグメントにおいて基盤強化に取り組み、売上成長と利益成長を目指します。

日本事業

日本では、お客様の健康志向の高まりやライフスタイルの多様化等により、引き続き消費環境の変化が見込まれますが、当社は、重点ブランド及び主力カテゴリーの強化と新たな価値の提案によりお客様のニーズを捉え、市場を上回る成長を目指します。

なかでも、水・茶・コーヒーについては今後の注力カテゴリーと位置づけており、「サントリー天然水」、「BOSS」、そして「伊右衛門」や「サントリー烏龍茶」を含む無糖茶カテゴリーの三つを、活動の三本柱として取組みを強化してまいります。

「サントリー天然水」は、当社グループとして「水と生きる」を掲げる中、サントリーグループの環境保全・再生の取組みとも連動し、水源に焦点を当てたブランディング活動を実施することにより、“清冽でおいしい水”“ナチュラル&ヘルシー”という独自のブランド価値の更なる向上を図ります。また、新たな付加価値商品の投入により新規需要の獲得を図ります。

「BOSS」は、既存の缶コーヒーのコアユーザーに向けたマーケティング活動に引き続き注力するとともに、2017年、お客様にコーヒーの新たな楽しみ方を提案したペットボトルの「クラフトボス」の更なる成長を図ります。

無糖茶カテゴリーでは、2017年にリニューアルした「伊右衛門」「サントリー烏龍茶」の強化を継続することに加え、伸長する麦茶市場において「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」で確固たるポジションを構築すべく積極的なマーケティング活動に取り組みます。また、特定保健用食品の「特茶」にも引き続き注力します。

これらに加え、自動販売機チャネルにおいては、当社ならではの自動販売機専用商品の投入や、自動販売機向けキャンペーン等により、オフィスや工場等における需要獲得を図ります。

いずれの取組みも、収益性の向上を意識して活動するとともに、生産効率の向上をはじめとしたコスト削減活動や、販売促進費・広告宣伝費の効率的な投入にも引き続き取り組んでまいります。

欧州事業

欧州では、主要国において、低糖商品の強化によるブランドポートフォリオの拡充や営業活動の強化等による消費者接点の拡大を進めます。フランスでは、「Orangina」等の主力ブランドや低糖商品「MayTea」の更なる強化に取り組むとともに、需給管理等サプライチェーンマネジメントの向上を図ります。4月から砂糖税が導入される英国では、主力の「Lucozade Energy」と「Ribena」を中心に、低糖商品のプロモーションを積極的に展開します。スペインでは、「Schweppes」のマーケティング活動や業務用チャネルにおける営業活動を強化するとともに、低糖商品「MayTea」の投入によるポートフォリオの拡充を図ります。また、アフリカにおいても、引き続き事業基盤の整備に取り組む、成長の取り込みを進めていきます。

アジア事業

アジアでは、重点エリアにおける主力ブランドへの注力に加え、更なる成長に向け、タイでPepsiCo, Inc. と合併会社を設立し、成長著しい市場で事業の拡大を図ります。

健康食品事業においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」の販売拡大を進めるとともに、ミャンマー等の成長市場への取組みも強化します。飲料事業においては、ベトナムで、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの成長を図り、都市部に加え地方における営業活動も強化します。インドネシアでも、主力ブランドの活性化と営業・流通体制の強化を図り、市場の成長を取り込みます。

オセアニア事業

オセアニアでは、主力のエナジードリンク「V」やスポーツ飲料「Maximus」等の主力ブランドを強化するほか、健康志向の新商品を投入し、ポートフォリオの拡充と販路の拡大を図ります。なお、2018年度より、これまでアジア事業に含まれていたフレッシュコーヒー事業をオセアニア事業に移管し、成長戦略を遂行していきます。

米州事業

米州では、炭酸カテゴリーの回復を図るとともに、伸びゆく非炭酸カテゴリーにも注力します。また、消費者の健康志向の高まりを踏まえ、新たなビジネスの展開に向けた取組みを強化していきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) サステナビリティ経営への取組み

「水と生きる」企業として サステナブルな地球環境と 地域社会へ貢献します。

私たちは、サントリーグループの企業理念である「人と自然と響きあう」のもと、サステナビリティ経営を推進し、持続可能な地球環境を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全・再生活動、生産における省エネ・節水、容器包装の取組み等、様々な活動を行っています。

世界に広がる水資源保全活動

自然の恵みに支えられ、“水”を生業とする企業として、水源を守る活動や、次世代に向けた環境教育「水育」等、“水”に注力した活動を行っています。

2003年から取り組んでいる「天然水の森」活動は、日本全国で14都道府県、20箇所、総面積9,000haにのぼり、工場で汲み上げる量以上の地下水を生み出す森を育てています。

14年にわたり続けてきた「水育」は、累計14万人を超える子供たちが参加しました。また、こうした活動は海外グループ会社にも広がっており、2015年からベトナムでも実施している「水育」は、地元行政や地域の方々から、高い評価をいただいています。

2017年6月には、フランスにおいて、メジュー工場の近隣にある自然公園と、水資源保全活動についてのパートナーシップを締結し、森林の保全や教育プログラムの実施をサポートしています。



ベトナム 次世代環境教育「水育」



フランス メジュー工場近隣の自然公園

CDPウォーター Aリスト企業に2年連続で認定

当社は、水源涵養活動や工場での水使用量削減活動において、環境情報開示システムを提供する国際的な非営利団体「CDP」から、2年連続で「CDPウォーター Aリスト企業」に認定されました。これは、全世界の803の機関投資家（運用資産総額100兆米ドル）の賛同を得て行われた調査によるもので、当社の自然環境の保全・再生活動や、環境負荷低減活動が、世界的に高く評価されたものと考えています。



③ 財産及び損益の状況

区 分		第6期	第7期	第8期		第9期 (当期)	
		2014年度	2015年度	2016年度		2017年度	
			日 本 基 準	I F R S	日 本 基 準	I F R S	
売上高／売上収益	(百万円)	1,257,280	1,381,007	1,410,765	1,209,149	1,451,520	1,234,008
営業利益	(百万円)	85,949	92,007	93,481	111,865	98,011	117,955
経常利益	(百万円)	82,272	82,869	91,224	—	93,398	—
親会社株主に帰属する当期純利益／ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	36,239	42,462	46,056	71,501	47,395	78,112
1株当たり当期純利益／ 基本的1株当たり当期利益	(円)	117.28	137.42	149.05	231.40	153.38	252.79
純資産／資本合計	(百万円)	635,624	626,890	602,447	662,815	646,887	746,201
1株当たり純資産／ 1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,926.79	1,888.33	1,787.15	1,970.18	1,927.10	2,234.43
総資産／資産合計	(百万円)	1,389,096	1,484,434	1,366,000	1,421,398	1,415,772	1,522,029

(注) 1. 当社グループは第9期（当期）から国際会計基準（IFRS）を適用しております。これに伴い、第8期についてもIFRSに基づいた諸数値を併記しております。

2. 第9期（当期）の日本基準に準拠した諸数値については、会計監査人による監査を受けておりません。

④ 主要な事業内容 (2017年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払等

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	99.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100百万円	82.6	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	755百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	1,543,648千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Cerebos Pacific Limited	75,649千シンガポールドル	100.0	健康食品・加工食品の製造・販売
BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	250千タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。

2. Cerebos Pacific Limitedは、2017年5月からBRAND'S SUNTORYの名称で事業を開始しました。また、同社は、2017年6月に同社のマーケティング等の主要な機能を、BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.に移管したことから、当期からBRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.を重要な子会社として記載しております。

3. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

4. FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITEDは、2017年6月27日付で旧商号FRUCOR BEVERAGES LIMITEDから現在の商号に変更しました。

5. FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITEDは、2017年6月27日付で旧商号FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTDから現在の商号に変更しました。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2017年12月31日現在)

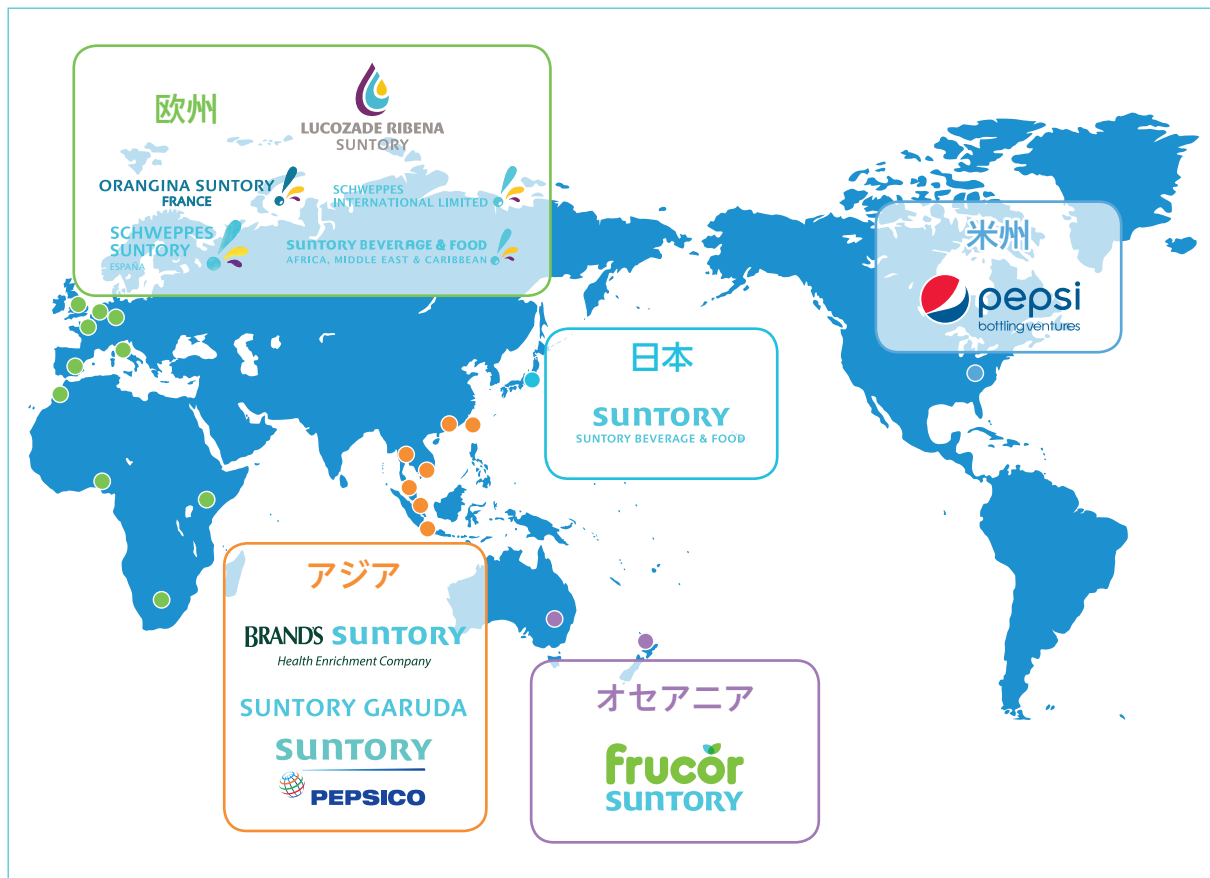
1) 当社

本 社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター (神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点
日本	サントリーフーズ株式会社	本社 東京都中央区 営業所 首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社 東京都中央区 営業所 首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジサービス株式会社	本社 東京都新宿区 営業所 首都圏営業本部 (東京都新宿区) 等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社 東京都新宿区 営業所 東京支社 (東京都文京区) 等
	サントリープロダクツ株式会社	本社 東京都中央区 工場 榛名工場 (群馬県渋川市) 等
	欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.
Lucozade Ribena Suntory Limited		本社 イギリス ロンドン
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.		本社 シンガポール
アジア	Cerebos Pacific Limited	本社 シンガポール
	BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	本社 タイ バンコク
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社 インドネシア ジャカルタ
オセアニア	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社 ベトナム ホーチミン
	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社 ニュージーランド オークランド
	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	本社 オーストラリア ニューサウスウェールズ
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社 アメリカ ノースカロライナ

(ご参考) 世界に広がる当社グループの事業展開エリア



⑦ 従業員の状況 (2017年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	9,575 [960]	△126 [△19]
欧州	3,871 [134]	27 [89]
アジア	6,385 [787]	△609 [115]
オセアニア	884 [153]	20 [△18]
米州	2,323 [62]	42 [△ 2]
全社 (共通)	181 [-]	15 [-]
合計	23,219 [2,096]	△631 [165]

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2017年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	52,937
三菱UFJ信託銀行株式会社	40,183
農林中央金庫	36,270
株式会社三井住友銀行	28,310
株式会社みずほ銀行	25,397
三井住友信託銀行株式会社	23,234
信金中央金庫	15,000
株式会社京都銀行	11,270

⑨ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、591億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額 (百万円)
日本	33,301
欧州	12,062
アジア	6,312
オセアニア	2,219
米州	5,172
合計	59,068

1) 当期中に完成した主要な設備

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社天然水奥大山ブナの森工場における製造ラインの増設
アジア	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Dien Ban工場の移転

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社宇治川工場における製造ラインの増設

⑪ 重要な企業再編等の状況

当社子会社であるSuntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.は、PepsiCo, Inc.の子会社であるPepsi-Cola (Thai) Trading Co., Ltd.からタイにおける飲料事業会社 (International Refreshment (Thailand) Co., Ltd.) の株式の51%を2018年3月付で取得する予定であります。

2 株式に関する事項 (2017年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
② 発行済株式の総数 309,000,000株
③ 株主数 45,016名 (前期末比 4,925名減)
④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	6,580	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,099	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,362	1.7
HSBC BANK PLC A/C ABU DHABI INVESTMENT AUTHORITY	4,196	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,166	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,811	1.2
JPモルガン証券株式会社	3,117	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,926	0.9
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,810	0.9

3 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2017年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 郷 三 郎	経営全般、経営戦略本部長 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役副社長	辻 村 英 雄	MONOZUKURI本部長、R&D部長
専務取締役	栗 原 信 裕	管理本部長
専務取締役	沖 崎 行 男	ジャパン事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役	鳥 井 信 宏	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長
取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
常勤監査等委員	千 地 耕 造	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所弁護士 大日本住友製薬株式会社社外監査役
監査等委員	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長

- (注) 1. 井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、2018年1月31日付で社外取締役である内田晴康氏を、独立役員として追加指定し、東京証券取引所に届け出ました。
4. 当社は、鳥井信宏氏、井上ゆかり氏、千地耕造氏、内田晴康氏及び増山美佳氏の間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
5. 千地耕造氏は、サントリーホールディングス株式会社常務執行役員経本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
小 郷 三 郎	経営全般	経営全般、経営戦略本部長	2017年4月1日
栗 原 信 裕	管理本部長、リスクマネジメント	管理本部長	2017年4月1日
沖 崎 行 男	食品事業本部長	ジャパン事業本部長	2017年4月1日

7. 当事業年度末日後における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の重要な兼職	異動後の重要な兼職	異動年月日
内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所 弁護士	—	2018年1月1日
	—	内田法律事務所弁護士	2018年1月5日

8. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、干地耕造氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）としており、その水準は、職責の別に応じて設定しています。また、賞与については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標としてその金額を決定しています。

非業務執行取締役の報酬等は、原則として、基本報酬（月次・定額）のみとしています。常勤監査等委員につきましては、業績への寄与を勘案し、報酬等として基本報酬に加え賞与（年次・業績連動）を支払っています。また、賞与については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標としてその金額を決定しています。

なお、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	基本報酬		賞 与		合 計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役）	9 (1)	215 (12)	8 (-)	174 (-)	390 (12)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	4 (3)	52 (24)	1 (-)	23 (-)	75 (24)
合 計 （内社外取締役）	13 (4)	268 (36)	9 (-)	198 (-)	466 (36)

(注) 1. 賞与支給額は、支払予定額であります。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。

3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所弁護士 大日本住友製薬株式会社社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長

2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役	井 上 ゆかり	16回/19回	-	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	19回/19回	17回/17回	弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	15回/15回	13回/13回	コーポレートガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識に基づく発言を行っております。

(注) 増山美佳氏は、2017年3月30日就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	215百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	266百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

コンフォートレターの作成業務を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

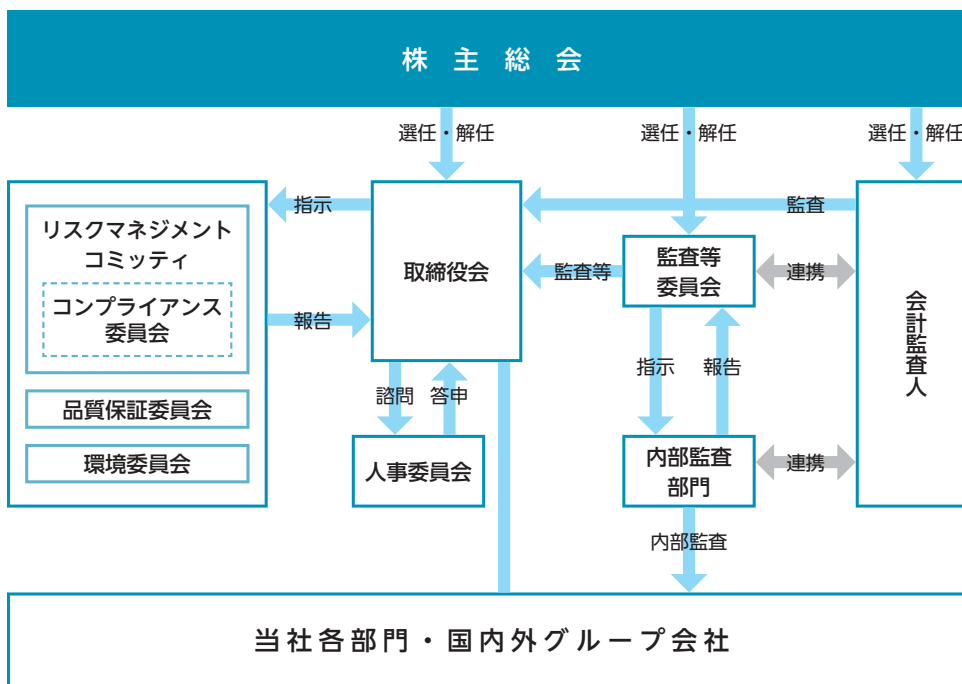
(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主及び投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

また、当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。

これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役（監査等委員）が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、また、社外取締役の比率を高めることで、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めることを目的としたものです。

〈コーポレート・ガバナンス体制の模式図〉



■ 取締役会

当社は取締役会の機能を、経営戦略、中期・長期計画及び経営課題等に関して、より大局的・実質的な議論を行うことで、経営戦略を実現し、目標とする経営指標を達成することとしております。

2017年は、取締役会を19回開催し、中長期計画、M&A、投資効果、品質に関する取組み等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論を行いました。



取締役会

～ 取締役会の実効性評価 ～

当社は、年に1回、上記の取締役会の機能、運営方法等について、各取締役による自己評価を実施しています。

2017年には、取締役会の実効性、運営の適正性を評価するため、全取締役を対象としたアンケート調査を実施するとともに、取締役会事務局より非業務執行取締役を対象としたインタビュー調査を行いました。また、2018年1月開催の取締役会において、調査結果を共有し、取締役会の課題及びその対応方針について議論を行いました。

その結果、当社の取締役会では、2016年にも増して、中長期的な経営戦略・経営課題等に注力した付議・報告が行われ、各取締役が独立した立場から活発に議論を行えていることが確認されました。また、更に当社取締役会の実効性を高めるために、経営計画に対する審議の更なる充実が期待されていることが明らかとなりました。

これを受けて、2018年は、経営計画に対する集中審議の実施等を計画しており、今後も、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

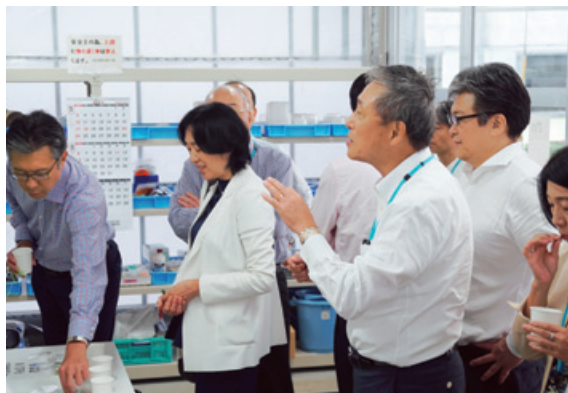
～「現場」への理解を深める取組み～

当社では、2017年9月に、当社グループの「現場」への理解を深めることを目的として、「けいはんな学研都市」（京都府・精華町）所在のサントリーグループの研究開発拠点「サントリー ワールド リサーチセンター」において、取締役会を開催しました。

取締役会の後には、研究の現場において、当社事業に関係する研究活動の報告を受け、施設を視察することで、役員間で研究活動に関して活発な意見交換がなされ、社外取締役からも、当社の現場の雰囲気が分かり、当社への理解が一層深まったとの声があがりました。



サントリー ワールド リサーチセンター



研究施設を視察する取締役等

■ 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しています。

また、当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定しており、当該常勤監査等委員を中心に取締役、管理部門等の内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集・監査環境の整備に努めています。



監査等委員会

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結財政状態計算書 (2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	430,914
現金及び現金同等物	113,883
売上債権及びその他の債権	176,653
その他の金融資産	11,793
棚卸資産	81,015
その他の流動資産	25,487
小計	408,832
売却目的で保有する資産	22,081
非流動資産	1,091,115
有形固定資産	354,216
のれん	254,025
無形資産	432,814
持分法で会計処理されている投資	1,233
その他の金融資産	20,460
繰延税金資産	12,701
その他の非流動資産	15,663
資産合計	1,522,029

科目	金額
負債	
流動負債	453,088
社債及び借入金	95,654
仕入債務及びその他の債務	289,521
その他の金融負債	32,678
未払法人所得税等	18,773
引当金	1,385
その他の流動負債	8,860
小計	446,873
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	6,215
非流動負債	322,738
社債及び借入金	211,375
その他の金融負債	25,306
退職給付に係る負債	11,888
引当金	2,913
繰延税金負債	66,001
その他の非流動負債	5,253
負債合計	775,827
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	690,437
資本金	168,384
資本剰余金	182,404
利益剰余金	364,274
その他の資本の構成要素	△24,625
非支配持分	55,763
資本合計	746,201
負債及び資本合計	1,522,029

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2017年1月1日から2017年12月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,234,008
売上原価	△697,789
売上総利益	536,219
販売費及び一般管理費	△412,444
持分法による投資損益	447
その他の収益	5,862
その他の費用	△12,129
営業利益	117,955
金融収益	871
金融費用	△4,384
税引前利益	114,442
法人所得税費用	△28,267
当期利益	86,175
当期利益の帰属	
親会社の所有者	78,112
非支配持分	8,062
当期利益	86,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類 <日本基準により作成>

貸借対照表 (2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	205,768
現金及び預金	62,452
売掛金	75,521
商品及び製品	20
仕掛品	867
原材料及び貯蔵品	6,376
前渡金	243
前払費用	773
繰延税金資産	2,103
短期貸付金	48,222
未収入金	8,072
その他	1,115
固定資産	799,419
有形固定資産	31,498
建物	916
機械及び装置	4,122
工具、器具及び備品	1,207
土地	25,077
建設仮勘定	113
その他	60
無形固定資産	776
のれん	662
その他	114
投資その他の資産	767,144
関係会社株式	666,494
関係会社長期貸付金	95,494
差入保証金	1,055
長期前払費用	466
前払年金費用	3,548
その他	83
繰延資産	76
社債発行費	76
資産合計	1,005,263

科目	金額
負債の部	
流動負債	216,475
買掛金	60,725
電子記録債務	6,731
短期借入金	19,857
1年内返済予定の長期借入金	61,275
未払金	13,139
未払費用	13,659
未払消費税等	1,282
未払法人税等	4,600
預り金	29,705
賞与引当金	2,138
その他	3,358
固定負債	232,890
社債	40,000
長期借入金	170,494
繰延税金負債	19,988
退職給付引当金	2,136
資産除去債務	231
その他	38
負債合計	449,365
純資産の部	
株主資本	555,838
資本金	168,384
資本剰余金	213,425
資本準備金	145,884
その他資本剰余金	67,541
利益剰余金	174,029
その他利益剰余金	174,029
固定資産圧縮積立金	967
特別償却準備金	758
別途積立金	34,982
繰越利益剰余金	137,319
評価・換算差額等	59
その他有価証券評価差額金	34
繰延ヘッジ損益	25
純資産合計	555,898
負債純資産合計	1,005,263

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	387,633
売上原価	275,940
売上総利益	111,692
販売費及び一般管理費	74,947
営業利益	36,744
営業外収益	23,043
受取利息	1,493
受取配当金	20,821
その他	728
営業外費用	3,318
支払利息	1,645
その他	1,672
経常利益	56,469
特別利益	902
受取保険金	902
その他	0
特別損失	1,170
製品回収関連費用	1,161
その他	8
税引前当期純利益	56,201
法人税、住民税及び事業税	9,266
法人税等調整額	852
当期純利益	46,082

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月8日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝島康博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月8日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝島康博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月15日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 千地耕造[㊟]

監査等委員 内田晴康[㊟]

監査等委員 増山美佳[㊟]

(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing.



株主総会会場ご案内

会場

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号
電話:03-3442-1111

近隣に名称が類似した会場がございますので
お間違えないようご注意ください。

交通

JRまたは京浜急行
「品川」駅(高輪口)下車 …… 徒歩 約8分
都営地下鉄浅草線
「高輪台」駅(A1出口)下車 … 徒歩 約6分

お願い

専用の駐車場のご用意がございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。

